令 和 ４ 年 ４ 月
東 京 税 関 業 務 部

関 係 各 位

ロシア連邦を原産地又は船積地域とする貨物の輸入の禁止措置について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア連邦からの一部物品の輸入の禁止措置を実施することが決定されましたのでお知らせ致します。

記

１．対象貨物

経済産業省告示第九十七号のロシア連邦を原産地又は船積地域とする貨物（別紙）

２．施 行 日

令和４年４月 19 日

３．経過措置

なお、４月 19 日より前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入は、施行日から起算して３か月を経過した日までは輸入の禁止措置の対象にはなりません。但し、輸入申告（注）の際に施行前の契約であることを関係書類等により証明する必要がありますのでご留意ください。

注）輸入申告には、蔵入承認申請、移入承認申請、展示等申告及び総保入承認申請を含みます。

【問合せ先】
東京税関業務部
・通関総括第１部門、航空総括部門【手続関係】
電話：０３－３５９９－６３３７（通総１）
　　　０３－３５９９－６５２４（航空総括）
・通関総括第２部門【輸入貿易管理令関係】
電話：０３－３５９９－６３３８

〇経済産業省告示第九十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和四年四月十二日　経済産業大臣　萩生田光一

次の表により、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の	二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の

第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第１　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目番号	関税率表の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア	1	22・03 22・04 22・05 22・06 2207・10 22・08	アルコール飲料

第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第１　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目番号	関税率表の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

	2	4401・21 4401・22 44・03 44・08	木材（チップ、丸太及び単板）
	3	84・07 84・09 84・12 84・13 84・14 84・15 84・18 84・19 84・21	機械類・電気機械

	[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]	[新設]

84·22
84·24
84·28
84·31
84·43
84·50
84·62
84·66
84·71
84·73
84·77
84·79
84·81

		84・82 84・83 87・03 87・08 87・11 87・14		

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この告示は、令和四年四月十九日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。